

令和7年門審第26号

裁 決
遊漁船A乗揚事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官吉岡勉出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

- 1 事件発生の年月日時刻及び場所
令和6年7月21日10時09分少し前
山口県下関漁港竹ノ子島西方沖合
- 2 船舶の要目
船種 船名 遊漁船A
登録長 9.40メートル
機関の種類 ディーゼル機関
出力 25キロワット
- 3 事実の経過

Aは、昭和57年4月に進水した、最大とう載人員が旅客6人船員1人のFRP製遊漁船で、船体中央やや後方に操舵室を配し、同室前部右舷側に舵輪、その左舷側にレーダー及びGPSプロッター、右舷側に機関操縦レバーをそれぞれ備え、a受審人が1人で乗り組み、釣り客6人を乗せ、遊漁の目的で、船首0.3メートル船尾1.4メートルの喫水をもって、令和6年7月21日06時20分関門港若松第2区を発し、同港若松第5区の釣り場に向かった。

a受審人は、06時45分頃目的の釣り場に到着し、遊漁を行っていたところ、竹ノ子島北東方沖合で釣果があるとの情報を得たことから、釣り場を移動することとした。

ところで、竹ノ子島は、下関漁港南西部に位置し、同島西方沖合には陸岸から約300メートルまで、低潮時に水面上に現れる干出岩が拡張していた。

a受審人は、GPSプロッターを作動させ、舵輪後方の椅子に腰を掛けた姿勢で操縦に当たり、10時00分若松洞海湾口防波堤灯台（以下「若松灯台」という。）から157度（真方位、以下同じ。）1,120メートルの地点で、釣り場を発進し、すぐに針路を水面上の干出岩西方沖合に向く035度に定め、10.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により進行した。

釣り場を発進するに当たり、a受審人は、竹ノ子島に近づいて航行するのが初めてで、同島西方沖合の干出岩の拡張状況を把握していなかったが、針路を水面上の干出岩西方沖合に向ければ、乗り揚げるような岩場はないものと思い、GPSプロッターで水深を確認するなど、水路調査を十分に行わなかった。

こうして、a受審人は、関門航路を横断して竹ノ子島西方沖合に拡張する水面下の干出岩に向首続航し、10時09分少し前若松灯台か

ら059度1.2海里の地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、同干出岩に乗り揚げ、これを乗り切った。

当時、天候は曇りで風力2の西南西風が吹き、潮候は下げ潮の初期に当たり、視界は良好であった。

乗揚の結果、船尾部船底外板に破口等を生じ、のち作業船に引き揚げられ、解撤された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、竹ノ子島西方沖合に向けて関門港の釣り場を発進する際、水路調査が不十分で、同島西方沖合に拡張する水面下の干出岩に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、竹ノ子島西方沖合に向けて関門港の釣り場を発進する場合、同島西方沖合の干出岩の拡張状況を把握していなかったのだから、GPSプロッターで水深を確認するなど、水路調査を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、針路を水面上の干出岩西方沖合に向ければ、乗り揚げのような岩場はないものと思い、水路調査を十分に行わなかった職務上の過失により、竹ノ子島西方沖合に拡張する水面下の干出岩に向首進行して乗り揚げの事態を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和8年2月25日

門司地方海難審判所

審判官 管 啓 二